

# JIS

## 包装の環境配慮－第 1 部：一般的要求事項

JIS Z 0130-1 : 2015

(ISO 18601 : 2013)

(JPI/JSA)

平成 27 年 5 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 船舶・物流技術専門委員会 構成表

|       | 氏名     | 所属                          |
|-------|--------|-----------------------------|
| (委員長) | 増井 忠幸  | 東京都市大学名誉教授                  |
| (委員)  | 梅崎 重夫  | 独立行政法人労働安全衛生総合研究所           |
|       | 小菅 文雄  | 一般社団法人日本産業機械工業会             |
|       | 北田 博重  | 一般財団法人日本海事協会                |
|       | 酒田 義矢  | 一般社団法人日本パレット協会 (ユーパーアル株式会社) |
|       | 高瀬 健一郎 | 一般社団法人日本産業車両協会              |
|       | 田中 護史  | 一般財団法人日本船舶技術研究協会            |
|       | 寺内 伸雄  | 日本貨物鉄道株式会社                  |
|       | 徳田 雅人  | 公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会       |
|       | 永嶋 功   | 公益社団法人全日本トラック協会             |
|       | 古屋 一   | 公益社団法人日本包装技術協会              |
|       | 保坂 均   | 一般社団法人日本船主協会                |

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 27.5.20

官 報 公 示：平成 27.5.20

原 案 作 成 者：公益社団法人日本包装技術協会

(〒104-0045 東京都中央区築地 4-1-1 東劇ビル TEL 03-3543-1189)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：船舶・物流技術専門委員会 (委員長 増井 忠幸)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

|  | ページ |
|--|-----|
| 序文   | 1   |
| 1 適用範囲   | 2   |
| 2 引用規格   | 3   |
| 3 用語及び定義   | 3   |
| 4 運用方法—一般原則  | 6   |
| 4.1 目的   | 6   |
| 4.2 一般的アプローチ   | 7   |
| 4.3 適用レベル  | 7   |
| 4.4 包装中の4種の重金属（鉛、カドミウム、六価クロム及び水銀）その他の環境に有害な物質の<br>環境影響評価   | 7   |
| 5 要求事項   | 8   |
| 5.1 適切な評価方法の選択   | 8   |
| 5.2 重金属その他の環境に有害な物質  | 8   |
| 5.3 評価データの文書化  | 8   |
| 附属書 A（参考）包装が果たす機能のリスト  | 9   |
| 附属書 B（参考）JIS Z 0130-1～JIS Z 0130-3, ISO 18604, ISO 18605 及び ISO 18606 の要求事項に<br>適合していることを示す書式の一例 | 10  |
| 解 説  | 13  |

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、公益社団法人日本包装技術協会（JPI）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

**JIS Z 0130** の規格群には、次に示す部編成がある。

**JIS Z 0130-1** 第 1 部：一般的要求事項

**JIS Z 0130-2** 第 2 部：包装システムの最適化

**JIS Z 0130-3** 第 3 部：リユース

**JIS Z 0130-4** 第 4 部：マテリアルリサイクル（予定）

**JIS Z 0130-5** 第 5 部：エネルギー回収（予定）

**JIS Z 0130-6** 第 6 部：有機的リサイクル（予定）

# 包装の環境配慮—第 1 部：一般的要求事項

## Packaging and the environment—Part 1: General requirements

### 序文

この規格は、2013 年に第 1 版として発行された **ISO 18601** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

包装は、ほとんど全ての工業、全ての産業分野及び全てのサプライチェーンにおいて大変重要な役割を担っている。適正な包装は、製品の損失を防止するために欠くことができないものであり、結果として、環境への負荷を減少させる。効果的な包装は、次のような事項によって、持続可能な社会の達成に貢献をなす。

- a) 内容物保護、安全性、取扱い性及び情報表示性に関する消費者ニーズへの適合
- b) 資源の効率的使用及び環境負荷最小化
- c) 流通段階でのコスト抑制

包装の環境評価には、その回収又は廃棄処理システムと同様に、製造及び流通システム、包装材料及び製品の損失、並びに関係する収集システムが含まれると考えられる。**JIS Z 0130-1**～**JIS Z 0130-3**、**ISO 18604**、**ISO 18605** 及び **ISO 18606** は、次の事項を目指すための一連の手法を提供する。

- d) 環境負荷を低減する。
- e) 製品、包装及びサプライチェーンにおける革新を支援する。
- f) 包装の使用に対する過度の規制を排除する。
- g) 通商に対する障壁及び規制を予防する。

包装は、製品の収納、保護、情報、便利さ、ユニット化、荷扱い、配送、陳列など多くの機能を使用者及び製造業者に提供するように設計されている。包装の主要な役割は、製品の損傷及び損失を予防することである（包装の機能のリストについては、**附属書 A** を参照）。

**JIS Z 0130-1** は、そのライフサイクル全体を通しての包装の環境負荷を網羅する **JIS Z 0130-2**、**JIS Z 0130-3**、**ISO 18604**、**ISO 18605** 及び **ISO 18606** の相互の関係を規定する（**図 1** 参照）。これらの規格は、特定の包装が最適化できたかどうか、また、使用後にリユース又は回収できることを確実にするために包装を修正する必要があるかどうかを明確にするための手助けになると期待される。

これらの規格の要求事項に適合していることの証明は、第一者（製造業者又は供給者）若しくは第二者（使用者又は購入者）によって、又は第三者（独立機関）の支援によって行うことができる。

包装の環境属性に関しては、あるときはリユース又は回収の技術的側面、そうでない場合はリユース若しくは回収システムを利用する人口又は回収市場に提供される包装の量に関係し、これら側面からのアプローチが必要である。